

一宮監公表第5号

平成30年1月31日

一宮市監査委員	佐藤章次
一宮市監査委員	岸澤修
一宮市監査委員	則竹安郎
一宮市監査委員	竹山聡

企画部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、企画部の監査を、都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

企画部の定期監査及び行政監査結果報告

1 監査対象

企画部（秘書課、広報課、企画政策課、人事課、地域ふれあい課（交通政策室を含む））の財務事務及び行政事務の状況並びに施設の管理状況

（監査対象の期間は、平成29年4月1日から平成29年10月31日まで）

2 監査場所

監査事務局、関係各課及び各施設

3 実施年月日

平成29年11月22日から平成30年1月25日まで

4 監査方法

- （1）書類の審査
- （2）資料に基づく説明の聴取
- （3）施設の現況調査

5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成29年4月1日から平成29年10月31日までの間における財務事務及び行政事務の状況並びに施設、備品の維持管理について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、企画部長、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、施設及び備品の管理についてもおおむね良好になされていた。一部で見受けられた留意事項については、各課について記述する中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下各課について記述する。

予算執行状況の表からは、給料・職員手当等・共済費は除外した。ただし、臨時職員に係る共済費は計上した。

組織及び事務分掌は、平成29年10月31日現在のものを掲載した。

◎ 秘書課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名	秘書グループ 5名	○儀式及び秘書に関する事務
	専任課長 1名	○褒賞及び表彰に関する事務
	課長補佐 2名	○市政功労者に関する事務
	主 査 1名	○市長会に関する事務
	主 任 1名	
計 8名 (企画部長・次長1名を含む)		

2 予算執行状況

歳入については予算なし。

歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
2・1・1 一 般 管 理 費	円 10,759,000	円 6,462,804	円 6,428,104	% 60.1	% 59.7

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留 意 事 項]

- (1) 表彰状毛筆書の契約に関する事務において、一宮市契約規則第56条（見積書提出の省略）の規定に適合していないにもかかわらず、相手方に見積書を提出させておらず、見積書の提出依頼に係る決裁文書も作成されていなかった。契約にあたっては見積書の提出を求めるよう改めるとともに、意思決定に係る決裁文書は漏れなく作成されたい。

◎ 広報課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 (兼) 1 名	広報広聴グループ 9名	○広報活動に関する事務 ○広聴活動に関する事務
	専任課長 1名	○報道機関との連絡に関する事務
	課長補佐 1名	
	主査 2名	
	主任 1名	
	主事 3名	
	嘱託 1名	
計 10名 (次長1名を含む)		

(注) 課長は、企画部次長が事務取扱い。

2 予算執行状況

歳 入

区 分 科 目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
19・6・8 雑 入	円 15,000	円 1,500	円 1,500	円 0	円 0	% 10.0	% 100.0

歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
2・1・12 広 報 費	円 76,816,000	円 53,846,884	円 36,366,347	% 70.1	% 47.3

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

- (1) 一宮市ウェブサイト自動翻訳システム委託業務契約始め2契約において、契約書等で、契約の相手方から業務完了の報告を受けたときは、市は当該業務の完了検査を行い、その検査に合格したとき、契約の相手方は委託料の支払を請求することができるとされており、委託料の支払手続には検査結果の通知が前提となっている。しかしながら、市は検査結果を契約の相手方に通知していないにもかかわらず、契約の相手方から請求を受け、支払を行っていた。契約書等で定めた事項は確実に行ったうえで支払手続をされたい。

◎ 企画政策課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名	企画政策グループ 8名	○ 重要施策の企画立案及び総合調整に関する事務 ○ 自治基本条例に関する事務
	専任課長 1名	○ 総合計画に関する事務
	課長補佐 3名	○ 行政評価に関する事務
	主査 2名	○ 男女共同参画に関する事務
	主事 2名	○ 事務の改善研究に関する事務 ○ 広域行政に関する事務 ○ 幹部会議に関する事務
	計 9名	○ 新市建設計画の進行管理に関する事務

2 予算執行状況

歳 入

区 分 科 目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予 算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
13・2・1 総務費 国庫補助金	円 38,625,000	円 0	円 0	円 0	円 0	% 0.0	% -
13・3・1 総務費 国庫委託金	50,000	62,000	62,000	0	0	124.0	100.0
17・1・1 基金繰入金	800,000,000	0	0	0	0	0.0	-
19・3・1 総務費貸付金 元利収入	3,602,000	2,872,000	1,801,000	0	1,071,000	79.7	62.7
19・6・8 雑 入	1,000	2,450	2,450	0	0	245.0	100.0
計	842,278,000	2,936,450	1,865,450	0	1,071,000	0.3	63.5

歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
2・1・8 企 画 費	円 11,156,000	円 3,905,862	円 3,156,487	% 35.0	% 28.3

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていた。

◎ 人事課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名	人事・給与グループ 8名	○職員の任免、給与及び服務に関する事務 ○職員団体に関する事務
	専任課長 1名	○職員の研修に関する事務
	課長補佐 1名	○職員の福利厚生に関する事務
	主 査 2名	○特別職報酬等審議会に関する事務
	主 任 1名	
	主 事 3名	
	研修・福利厚生グループ 9名	
	専任課長(再掲) 1名	
	課長補佐 2名	
	主 査 1名	
主 事 4名		
書 記 1名		
嘱 託 1名		
計 18名		

2 予算執行状況

歳 入

区 分	予算現額	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	予 算 執行率	収入率
科 目	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
19・6・8	円	円	円	円	円	%	%
雑 入	42,884,000	3,402,352	3,402,352	0	0	7.9	100.0

歳 出

区 分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
2・1・3 人 事 管 理 費	円 146,429,000	円 90,760,724	円 83,236,255	% 62.0	% 56.8
2・1・10 恩 給 及 び 退 職 年 金	945,000	708,600	708,600	75.0	75.0
計	147,374,000	91,469,324	83,944,855	62.1	57.0

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留 意 事 項]

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア ストレスチェック業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約が締結されていたが、その性質又は目的が競争入札に適さないとは言えないため、競争入札による契約をされたい。

イ 第4部主査研修（政策形成）委託契約始め3契約において、契約書に秘密の保持に関する条項が記載されていなかった。契約の相手方が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

ウ 人事給与システム保守委託業務契約始め2契約において、見積書の提出依頼に係る決裁文書が作成されていなかった。意思決定に係る書類は省略すべきではないので、文書で決裁を採られたい。

エ 一般健康診断及び雇入時健康診断業務委託契約始め6契約において、提出された見積書に提出日が記載されていなかった。見積書に記載漏れがないよう相手方を指導するとともに、受領時には必要事項が漏れなく記載されていることを確認されたい。

(2) 国への派遣職員に対する時間外勤務手当において、国から提出された出勤状況等の報告書どおりに支給されておらず、1名2時間分が支給不足となっていた。速やかに追加支給の手続をするとともに、手当の支給には万全を期されたい。

◎ 地域ふれあい課（交通政策室を含む）

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名 ・ 室 長 1 名 ・ 主 監 1 名	地域自治グループ 4名	○市民活動の推進に関する事務 ○町会長に関する事務 ○地縁による団体の認可に関する事務 ○交通安全指導に関する事務 ○防犯に関する事務
	専任課長 1名	
	課長補佐 1名	
	主 査 1名	
	主 事 1名	
	市民活動グループ 2名	
	専任課長(再掲)1名	
	課長補佐 1名	
	主 査 1名	
	防犯・交通安全グループ 4名	
専任課長(再掲)1名		
課長補佐 1名		
主 任 1名		
主 事 1名		
嘱 託 1名		
交通政策室 交通政策グループ 3名	○バス等の運行に関する事務 ○駐輪場の管理に関する事務 ○放置禁止区域等の自転車対策に関する事務	
専任課長 1名		
課長補佐 1名		
主 査 1名		
計 16名		

2 予算執行状況

○地域ふれあい課（交通政策室を除く）

歳 入

区分 科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 1,000	円 6,400	円 6,400	円 0	円 0	% 640.0	% 100.0
16・1・1 総務費寄附金	51,000	50,000	50,000	0	0	98.0	100.0
19・6・8 雑 入	798,000	489,800	464,640	0	25,160	61.4	94.9
計	850,000	546,200	521,040	0	25,160	64.3	95.4

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
2・1・13 自治振興費	円 478,567,509	円 371,240,428	円 335,546,598	% 77.6	% 70.1

○交通政策室

歳 入

区分 科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 400,000	円 372,000	円 372,000	円 0	円 0	% 93.0	% 100.0
15・1・1 財産貸付収入	314,000	0	0	0	0	0.0	—
19・6・8 雑 入	3,720,000	4,823,890	3,523,890	0	1,300,000	129.7	73.1
計	4,434,000	5,195,890	3,895,890	0	1,300,000	117.2	75.0

歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
2・1・13 自 治 振 興 費	円 171,385,491	円 89,103,665	円 79,834,996	% 52.0	% 46.6

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留 意 事 項]

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア i ーバス運行契約において、契約書等に自動車検査証の確認に関する規定がなく、確認も行われていなかった。輸送の安全性や信頼性の観点から、自動車検査証の写しを提出させる条項を定めるなど契約書等の整備をするとともに、確認を徹底されたい。

イ 防犯巡回パトロール業務委託契約において、仕様書で契約を履行するために必要であるとして契約の相手方の業務体制について条件を定めているが、これに係る書類を提出させておらず、確認も行われていなかった。業務の実施にあたり必要事項の確認は必ず行われたい。

ウ 放置自転車等運搬処理業務に関する契約において、一宮市契約規則第 56 条（見積書提出の省略）の規定に適合していないにもかかわらず、相手方に見積書を提出させておらず、見積書の提出依頼に係る決裁文書も作成されていなかった。契約にあたっては見積書の提出を求めるよう改めるとともに、意思決定に係る決裁文書は漏れなく作成されたい。

エ プレゼンテーション映像撮影・編集業務委託契約始め 2 契約において、契約書に一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。また、一宮市内の交通安全等に関する業務委託契約始め 3 契約において、秘密の保持に関する条項が記載されていなかった。契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

(2) 中島駐輪場防犯カメラ設置工事始め 3 工事において、契約書等に一宮市公共工事請負契約約款を添付しているが、その約款で提出を定めている完成届等が提出されておらず、監督員通知等も行われていなかった。必要書類は漏

れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、業務が的確に遂行されているか内容を確認されたい。また、相手方への通知も漏れなく行うよう的確な事務処理をされたい。